

広島女学院大学大学院学則

1995. 4. 1	制 定	2009. 4. 1	改 正
1997. 4. 1	改 正	2010. 3. 26	”
1999. 4. 1	”	2013. 3. 22	”
2000. 4. 1	”	2015. 3. 27	”
2001. 4. 1	”	2017. 9. 19	”
2003. 4. 1	”	2018. 2. 20	”
2005. 4. 1	”	2019. 6. 28	”
2007. 4. 1	”	2024. 1. 26	”
2008. 4. 1	”	2024. 2. 16	”

第1章 総 則

第1条 本大学院は、キリスト教主義に基づく学部教育の上に専門の学術の理論及び応用を教授し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の教育研究の目的は、次のとおりとする。

- (1) 言語文化研究科においては、言語と文化に関する専門的な学術研究を通して、自己のライフキャリアの確立をめざすとともに、多様な価値観や生き方を発見し、他者と共生あるいは協働することにより地域社会および国際社会に貢献できる高度な専門的職業人や研究者を養成する。
- (2) 人間生活学研究科においては、高齢化・情報化・国際化・価値観の多様化などにより表象される現代社会での諸問題に実践的に対応できる高度な専門的職業人や研究者の養成をめざすとともに、ライフキャリアの確立を促し、人間生活学分野における社会人再教育や生涯学習の機会を提供し、地域社会および国際社会に貢献でき、他者との共生を実現できる人格を陶冶する。

第2条 本大学院は、広島女学院大学大学院と称する。

第3条 本大学院は、広島市東区牛田東四丁目13番1号に設置する。

第4条 本大学院に修士課程を置く。

第2章 標準修業年限及び課程の目的

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 修士課程の在学期間は4年を超えることはできない。

第6条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 前期入学生の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。後期入学生の学年は、9月21日に始まり、翌年9月20日に終わる。

第8条 学年はこれを次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日に至る。授業は17週（102日）とする。

後期 9月21日から翌年3月31日に至る。授業は19週（114日）とする。

第9条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院の創立記念日（10月1日）
- (4) 春季休業（3月16日から3月31日まで）
- (5) 夏季休業（8月6日から9月20日まで）
- (6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

第4章 研 究 科

第10条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研 究 科	専 攻	課 程
言語文化研究科	日本語文化専攻	修士課程
	英米言語文化専攻	修士課程
人間生活学研究科	生活文化学専攻	修士課程
	生活科学専攻	修士課程

第5章 収 容 定 員

第11条 研究科各専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	修 士 課 程	
	入学定員	収容定員
日本語文化専攻	6名	12名
英米言語文化専攻	6名	12名
計	12名	24名
生活文化学専攻	6名	12名
生活科学専攻	6名	12名
計	12名	24名

第6章 教 育 課 程

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究科各専攻の授業科目及びその単位数は、別表に定めるところによる。

第13条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時、パソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第7章 課 程 の 修 了 要 件 等

第14条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、学年末に試験を行い、これに

合格した者に所定の単位を与える。

第15条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第8章 教 職 課 程

第16条 本大学院において教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、研究科授業科目の中から教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

第17条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許教科の種類
言語文化研究科	日本語文化専攻	中学校専修(国語) 高等学校専修(国語)
	英米言語文化専攻	中学校専修(英語) 高等学校専修(英語)
人間生活学研究科	生活文化学専攻	中学校専修(家庭) 高等学校専修(家庭)
	生活科学専攻	中学校専修(家庭) 高等学校専修(家庭)

第9章 学 位

第18条 本大学院の課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

2 学位及びその授与に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 入学・退学・編入学・再入学・休学・転学・復学・留学及び除籍

第19条 入学は前期又は後期の始めとする。

第20条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第21条 入学志願者は、入学願書及び別に指定する書類に所定の入学検定料(30,000円)を添えて、本大学院に提出しなければならない。

第22条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関する細則は、別にこれを定める。

第23条 入学を許された者は、指定の期日までに所定の納入金を納めると共に、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

第24条 保証人となる者は、親権者、又は親権者のない者はこれに代わる親族その他の者とする。

第25条 退学を希望する場合は、その理由を記して保証人と連署のうえ、願書を学長宛に提出しなければならない。

第26条 本大学院に編入学又は再入学を希望する者に対しては、別の規程により研究科委員会の議を経て、これを許可することがある。

第27条 病気その他止むを得ない理由によって引き続き3ヵ月以上修学を中止しよう

とするとき、保証人と連署のうえ、休学を願出することができる。

2 休学の期間は原則として1年以内とし、その期間は第5条の在学期間に算入しない。

3 休学の期間は通算して第5条の標準修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は授業料を免除するが、在籍料(1学期につき年間授業料の10%)を納入しなければならない。

第28条 他の大学院に転学を希望する場合は、第24条と同様退学願を学長宛に提出しなければならない。

第29条 休学した者が復学を、退学した者が再入学を希望する場合は保証人と連署のうえ、所定の願書をもって学長に願出しなければならない。ただし、懲戒により退学を命じられた者及び転学のため退学した者は再入学できない。

第30条 大学院学生が外国の大学院若しくはこれに相当する教育研究機関等で授業科目の履修を希望する場合は、審査の上、本人の教育上有益であると認めたとときに限り、これを許可することができる。

2 前項の制度を留学という。

3 留学期間は、1年間を超えない範囲で第5条の標準修業年限に算入することができる。

4 大学院学生が留学中に修得した単位は、10単位を超えない範囲で研究科委員会の議を経て、本大学院における修得単位として認定することができる。

5 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第31条 次の各号に該当する者はこれを除籍する。除籍された者は再入学できない。

(1) 在学期間を満了して修了できない者

(2) 納入金の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

第11章 納 入 金

第32条 大学院学生は次の納入金を別に定める方法によって納入しなければならない。

(1) 入学金 250,000円

(2) 授業料 年額 300,000円

(3) 施設維持資金 年額 260,000円

2 既納の納入金はいかなる理由があっても返却しない。

第12章 賞 罰

第33条 学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生があるとき、学長はこれを表彰することがある。

第34条 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、その軽重に従って学長はこれを懲戒する。

第35条 懲戒の種類は、戒告、停学、退学とする。

第36条 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 教 職 員 組 織

第37条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教員とする。ただし、必要とする場合は兼任講師を置くものとする。

第38条 研究科に研究科長を置く。

第39条 研究科に研究科委員会を置き、授業を担当する専任教員をもってこれを構成し、委員長は研究科長がこれにあたる。

第40条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (2) 学生の入学に関する事項
- (3) 学生の課程の修了、学位審査及び授与に関する事項
- (4) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要であると学長が別に定めるもの
- (5) 前号の学長が別に定める事項については「学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」に準ずる。

2 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

第41条 大学院に関する事務は、大学の事務組織がこれにあたる。

第14章 研 究 指 導 施 設

第42条 本大学院に大学院学生のための研究室を置く。

2 大学の図書館及び総合研究所は、大学院学生も使用することができる。

第15章 厚 生 保 健 施 設

第43条 大学の健康管理室、学生食堂、運動施設その他の厚生保健施設は、大学院学生も使用することができる。

第16章 奨 学 金

第44条 本大学院に在学する大学院学生は、本学の奨学金を受けることができる。

2 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

第17章 研究生、特別研究生、聴講生、科目等履修生

第45条 本大学院において、学術の研究、授業科目の聴講又は科目等履修を希望する者に対しては研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 研究生、特別研究生、聴講生、科目等履修生に関する規程は別に定める。

第18章 外 国 人 留 学 生

第46条 本学則第20条第2号の入学資格を有する外国人で本大学院に入学を志望する者は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は別にこれを定める。

第19章 自 己 点 検 ・ 評 価

第47条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、立学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うための項目及び実施体制については別に定める。

第20章 昼 夜 開 講 制

第48条 本大学院は、昼夜開講制を実施する。

附 則

本学則は1995年4月1日から施行する。

本学則は1997年4月1日から施行する。

本学則は1999年4月1日から施行する。

本学則は2000年4月1日から施行する。

本学則は2001年4月1日から施行する。(第19条、第21条、第22条、第45条及び別表改正)

本学則は2003年4月1日から施行する。(第24条及び別表改正)

本学則は2005年4月1日から施行する。(別表改正)

本学則は2007年4月1日から施行する。(第1条、第15条及び別表改正)

本学則は2008年4月1日から施行する。(第9条、第10条改正)

本学則は2009年4月1日から施行する。(別表改正)

本学則は2010年4月1日から施行する。(第10条改正)

本学則は2012年4月1日から施行する。(第9条、第10条および別表改正)

附 則

本学則は2013年4月1日から施行する。ただし別表の改正中「前期」「後期」を「春学期」「秋学期」に改める部分は2012年4月1日から施行する。(第9条、第10条及び別表改正)

附 則

本学則は2015年4月1日から施行する。(第42条及び第47条の改正)

附 則

本学則は2018年4月1日から施行する。(別表改正)

附 則

本学則は2018年4月1日から施行する。

- 2 言語文化研究科博士後期課程は、改正後の第10条の規定にかかわらず、2018年3月31日に同課程に在学する学生が在学しなくなる日までの間存続するものとし、同課程の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお、従前の例による。

附 則

本学則は2019年6月28日から施行する。(第1条の改正)

附 則

本学則は2024年4月1日から施行する。(第7条、第14条、第18条及び別表改正)

附 則

本学則は2024年4月1日から施行する。ただし、2023年4月1日から遡及適用する。(第13条追加)

[別 表]

言語文化研究科

日本言語文化専攻修士課程

区 分	授業科目	必 修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考
専門科目	日本古代文学研究A		2		Aは前期開講 Bは後期開講
	日本古代文学研究B		2		
	日本中世文学研究A		2		
	日本中世文学研究B		2		
	日本近世文学研究A		2		
	日本近世文学研究B		2		
	日本近代文学研究A		2		演習2科目 4単位必修
	日本近代文学研究B		2		
	日本現代文学研究A		2		
	日本現代文学研究B		2		
	日本古代・中世語研究A		2		
	日本古代・中世語研究B		2		
	日本近世・近代語研究A		2		
	日本近世・近代語研究B		2		
	日本語教育研究A		2		
	日本語教育研究B		2		
	国語教育研究A		2		
	国語教育研究B		2		
	日本語文化演習A a～		2		
	日本語文化演習B a～		2		
中国文学研究A		2			
中国文学研究B		2			
日本文学文献研究A		2			
日本文学文献研究B		2			
日本語学文献研究A		2			
日本語学文献研究B		2			
合 計			52		

* 計32単位以上修得し、かつ修士論文審査及び最終試験に合格すること。

* 他専攻・他研究科(人間生活学研究科)・単位互換の科目から8単位を限度として修了要件単位に加えることができる。ただし、演習科目及び人間生活学研究科の特別研究は履修できない。

英米言語文化専攻修士課程

区 分	授業科目	必 修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考	
専門科目	イギリス文学研究ⅠA		2		Aは前期開講 Bは後期開講	
	イギリス文学研究ⅠB		2			
	イギリス文学研究ⅡA		2		文献研究4単位選 択必修	
	イギリス文学研究ⅡB		2			
	イギリス文学文献研究A		2			
	イギリス文学文献研究B		2			
	アメリカ文学研究ⅠA		2			
	アメリカ文学研究ⅠB		2			
	アメリカ文学研究ⅡA		2		文献研究4単位選 択必修	
	アメリカ文学研究ⅡB		2			
	アメリカ文学文献研究A		2			
	アメリカ文学文献研究B		2			
	英語学研究ⅠA		2			
	英語学研究ⅠB		2			
	英語学研究ⅡA		2		英語学文献研究A 英語学文献研究B	
	英語学研究ⅡB		2			
	英語学文献研究A		2			
	英語学文献研究B		2			
	英語教育研究ⅠA		2			英語教育文献研究A 英語教育文献研究B
	英語教育研究ⅠB		2			
	英語教育研究ⅡA		2			
	英語教育研究ⅡB		2			
	英語教育文献研究A		2			
	英語教育文献研究B		2			
	英米言語文化演習Aa~			2		演習2科目 4単位必修
	英米言語文化演習Ba~			2		
	比較文学研究A			2		演習2科目 4単位必修
	比較文学研究B			2		
比較文化研究A			2			
比較文化研究B			2			
比較言語研究A			2			
比較言語研究B			2			
合 計			64			

* 計32単位以上修得し、かつ修士論文審査及び最終試験に合格すること

* 他専攻・他研究科(人間生活学研究科)・単位互換の科目から8単位を限度として修了要件単位に加えることができる。ただし、演習科目及び人間生活学研究科の特別研究は履修できない。

人間生活学研究科
生活文化学専攻修士課程

Aは前期開講 Bは後期開講

区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	最低修得 単位数	備考	
専門 基礎科目	〔人間科学〕					
	人間科学ⅠA(初任教の人間論Ⅰ)		2		2科目4単位 以上選択必修	
	人間科学ⅠB(初任教の人間論Ⅱ)		2			
	人間科学ⅡA(人間発達Ⅰ)		2			
	人間科学ⅡB(人間発達Ⅱ)		2			
	人間科学ⅢA(人間関係Ⅰ)		2			
	人間科学ⅢB(人間関係Ⅱ)		2			
	人間科学ⅣA(生涯学習Ⅰ)		2			
	人間科学ⅣB(生涯学習Ⅱ)		2			
小計			16			
専門科目	〔生活経営論〕					
	生活経営特論ⅠA(生活経営)		2		1) 特別研究(6 単位)、特別演 習以外の演習 科目(2単位) を含み16単位 以上取得	
	生活経営特論ⅠB(生活経営)		2			
	生活経営特論ⅡA(生活経済)		2			
	生活経営特論ⅡB(生活経済)		2			
	生活経営特論ⅢA(生活法律)		2			
	生活経営特論ⅢB(生活法律)		2			
	生活経営特論ⅣA(生活情報)		2			
	生活経営特論ⅣB(生活情報)		2			
	生活経営論演習A		1			
	生活経営論演習B		1			
	〔生活文化論〕				2) 1科目4単位 に限り、生活科 学専攻の専門 科目を履修し て、取得した単 位を修了要件 単位に加える ことができる。 (ただし、演習 科目は除く。)	
	生活文化特論ⅠA(日本生活文化)		2			
	生活文化特論ⅠB(日本生活文化)		2			
	生活文化特論ⅡA(アジア・アフリカ生活文化)		2			
	生活文化特論ⅡB(アジア・アフリカ生活文化)		2			
	生活文化特論ⅢA(欧米生活文化)		2			
	生活文化特論ⅢB(欧米生活文化)		2			
	生活文化特論ⅣA(国際交流)		2			
	生活文化特論ⅣB(国際交流)		2			
	生活文化特論ⅤA(国際関係)		2			
	生活文化特論ⅤB(国際関係)		2			
	生活文化論演習A		1			
	生活文化論演習B		1			
	〔生活造形論〕					
	生活造形特論ⅠA(生活造形)		2			
	生活造形特論ⅠB(生活造形)		2			
	生活造形特論ⅡA(生活芸術)		2			
	生活造形特論ⅡB(生活芸術)		2			
	生活造形特論ⅢA(住生活)		2			
	生活造形特論ⅢB(住生活)		2			
	生活造形特論ⅣA(室内設計)		2			
	生活造形特論ⅣB(室内設計)		2			
	生活造形特論ⅤA(衣生活)		2			
	生活造形特論ⅤB(衣生活)		2			
	生活造形特論ⅥA(服飾)		2			
	生活造形特論ⅥB(服飾)		2			
	生活造形特論ⅦA(服飾材料)		2			
	生活造形特論ⅦB(服飾材料)		2			
	生活造形論演習ⅠA(住生活関連)		1			
生活造形論演習ⅠB(住生活関連)		1				
生活造形論演習ⅡA(衣生活関連)		1				
生活造形論演習ⅡB(衣生活関連)		1				
生活造形特別演習A(住居・建築設計)		1				
生活造形特別演習B(住居・建築設計)		1				

	〔特別研究〕 生活文化学特別研究Ⅰ 生活文化学特別研究ⅡA 生活文化学特別研究ⅡB 生活文化学特別研究ⅢA(修士設計) 生活文化学特別研究ⅢB(修士設計)	2	2 2 2 2		ⅡⅢいずれか、 選択必修
		2	8 2		
専 門 関連科目	〔基礎生活科学〕 基礎生活科学ⅠA(言語情報Ⅰ) 基礎生活科学ⅠB(言語情報Ⅱ) 基礎生活科学ⅡA(情報教育) 基礎生活科学ⅡB(データ解析) 基礎生活科学ⅢA(コミュニケーションⅠ) 基礎生活科学ⅢB(コミュニケーションⅡ) 基礎生活科学ⅣA(国際コミュニケーションⅠ) 基礎生活科学ⅣB(国際コミュニケーションⅡ)		2 2 2 2 2 2 2 2		
	小 計		1 6		
	合 計	2	1 1 4		

- ※ 30単位以上取得し、かつ修士論文(又は修士設計)を提出し審査及び最終試験に合格すること。
 ※ 言語文化研究科及び単位互換科目から8単位を限度として終了要件単位として加えることができる。(ただし、演習科目は除く)

1級建築士の実務経験認定科目 (修了要件科目からは除外)

インター ンシップ 関連	建築インターンシップA 建築インターンシップB 建築設計演習ⅠA 建築設計演習ⅠB		4 4 4 4		
--------------------	--	--	------------------	--	--

生活科学専攻修士課程

Aは前期開講 Bは後期開講

区 分	授業科目	必 修 単位数	選 択 単位数	最低修得 単 位 数	備 考
専 門 基礎科目	[人間科学]				
	人間科学 IA(初任教の人間論Ⅰ)		2		2科目4単位 以上選択必修
	人間科学 IB(初任教の人間論Ⅱ)		2		
	人間科学ⅡA(人間発達Ⅰ)		2		
	人間科学ⅡB(人間発達Ⅱ)		2		
	人間科学ⅢA(人間関係Ⅰ)		2		
	人間科学ⅢB(人間関係Ⅱ)		2		
	人間科学ⅣA(生涯学習Ⅰ)		2		
人間科学ⅣB(生涯学習Ⅱ)		2			
	小 計		16		
専門科目	[健康形成論]				1) 特別研究 (6 単位、演習 科目 (2 単 位) を含み 16 単位以上 取得 2) 1科目4単位 に限り、生活 文化学専攻 の専門科目 を履修して、 取得した単 位を修了要 件単位に加 えることが できる。(た だし、演習科 目は除く。)
	健康形成特論 I A(栄養生化学)		2		
	健康形成特論 I B(栄養生化学)		2		
	健康形成特論 II A(食品学)		2		
	健康形成特論 II B(食品学)		2		
	健康形成特論ⅢA(調理科学)		2		
	健康形成特論ⅢB(調理科学)		2		
	健康形成論演習 A		1		
	健康形成論演習 B		1		
	[健康管理論]				
	健康管理特論 I A(環境保健学)		2		
	健康管理特論 I B(環境保健学)		2		
	健康管理特論 II A(人体生理学)		2		
	健康管理特論 II B(人体生理学)		2		
	健康管理特論ⅢA(特殊栄養学)		2		
	健康管理特論ⅢB(特殊栄養学)		2		
	健康管理論演習 A		1		
	健康管理論演習 B		1		
	[生活環境論]				
	生活環境特論 I A(住環境設計)		2		
	生活環境特論 I B(住環境設計)		2		
	生活環境特論 II A(住環境論)		2		
	生活環境特論 II B(住環境論)		2		
	生活環境特論ⅢA(食品環境)		2		
	生活環境特論ⅢB(食品環境)		2		
	生活環境特論ⅣA(衣服環境)		2		
	生活環境特論ⅣB(衣服環境)		2		
	生活環境特論ⅤA(染色加工)		2		
	生活環境特論ⅤB(染色加工)		2		
	生活環境論演習 A		1		
	生活環境論演習 B		1		
	生活環境特別演習 A(住居・建築設計)		1		
	生活環境特別演習 B(住居・建築設計)		1		
[地域環境論]					
地域環境特論 I A(環境生物)		2			
地域環境特論 I B(環境生物)		2			
地域環境特論 II A(環境生態)		2			
地域環境特論 II B(環境生態)		2			
地域環境特論ⅢA(環境計測)		2			
地域環境特論ⅢB(環境計測)		2			
地域環境論演習 A		1			
地域環境論演習 B		1			
[特別研究]		2			
生活科学特別研究 I			2		ⅡⅢいずれか 選択必修
生活科学特別研究ⅡA			2		
生活科学特別研究ⅡB			2		
生活科学特別研究ⅢA(修士設計)			2		
生活科学特別研究ⅢB(修士設計)			2		

小 計		2	74		
専 門 関連科目	〔基礎生活科学〕				
	基礎生活科学ⅠA(言語情報Ⅰ)		2		
	基礎生活科学ⅠB(言語情報Ⅱ)		2		
	基礎生活科学ⅡA(情報教育)		2		
	基礎生活科学ⅡB(データ解析)		2		
	基礎生活科学ⅢA(コミュニケーションⅠ)		2		
	基礎生活科学ⅢB(コミュニケーションⅡ)		2		
	基礎生活科学ⅣA(国際コミュニケーションⅠ)		2		
基礎生活科学ⅣB(国際コミュニケーションⅡ)		2			
小 計			16		
合 計		2	106		

- ※ 30単位以上取得し、かつ修士論文(又は修士設計)を提出し審査及び最終試験に合格すること。
 ※ 言語文化研究科及び単位互換科目から8単位を限度として終了要件単位として加えることができる。(ただし、演習科目は除く)

1級建築士の実務経験認定科目(修了要件科目からは除外)

インターン シップ関連	建築インターンシップA		4		
	建築インターンシップB		4		
	建築設計演習ⅠA		4		
	建築設計演習ⅠB		4		